

佐野市水処理センター等
包括的維持管理業務委託
業務内容説明書

平成 30（2018）年度

佐 野 市

目 次

1	業務概要	1
2	参加資格要件	2
3	事業者選定スケジュール	3
4	業務内容説明書等の交付	4
5	参加表明書の作成様式、記載上の留意事項及び問合せ先	4
6	参加表明書の提出について	4
7	参加資格要件の確認に関する事項	5
8	現地説明会及び資料閲覧の実施	5
9	業務内容説明書等に関する質問	6
10	技術提案書提出意思確認書の提出	6
11	技術提案書の作成方法	6
12	技術提案書の提出	7
13	提案者の特定及び非特定に関する事項	8
14	契約に関する事項	9
15	参加者の失格	10
16	その他の留意事項	10

1 業務概要

(1) 業務名

佐野市水処理センター等包括的維持管理業務委託

(2) 業務の目的

本委託業務は、本市が管理する佐野市水処理センター及び中継ポンプ場の維持管理を包括的に委託することにより、事業者の有する技術力の発揮及び創意工夫を促し、安定した下水処理を維持して安心した放流水質を確保するとともに、より効率的な維持管理を行うものである。

(3) 対象施設

- | | |
|--------------|----------------|
| ① 佐野市水処理センター | 佐野市植下町 3300 |
| ② 秋山川中継ポンプ場 | 佐野市庚申塚町 4722 |
| ③ 高萩中継ポンプ場 | 佐野市高萩町 1295-3 |
| ④ 伊勢山中継ポンプ場 | 佐野市伊勢山町 1508-3 |

(4) 業務内容

本委託業務の内容を以下に示す。なお、詳細は別に配布する「業務要求水準書」によるものとする。

- ① 運転操作監視業務
- ② 保守点検業務
- ③ 環境計測業務
- ④ 物品等の調達及び管理業務
- ⑤ 修繕業務
- ⑥ 施設管理業務
- ⑦ 環境対策業務
- ⑧ エネルギー管理業務
- ⑨ スtockマネジメント業務
- ⑩ 緊急時対応業務
- ⑪ その他業務

(5) 履行期間等

履行期間、業務準備期間及び業務時間は以下のとおりとする。

- | | |
|----------|-------------------------------------|
| ① 履行期間 | 平成 31 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日まで |
| ② 業務準備期間 | 契約締結日から平成 31 年 3 月 31 日まで |
| ③ 業務時間 | 24 時間終日通年 |

(6) 提案限度価格

1, 124, 630, 000 円（消費税及び地方消費税額を含まない）を上限とする。

なお、上記の額は、履行期間における本委託業務の実施に要する費用の上限であり、業務準備期間における業務引継に要する費用は受託者の負担とする。

2 参加資格要件

提案書を提出しようとする者は、公告の日において次の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 佐野市における平成 29・30 年度入札参加資格者で、佐野市物品等競争入札参加資格名簿で業種「大分類M（施設・設備等維持管理）のうち小分類 3（上下水道施設管理）」に登録されている者であること。
- (2) 関東地方（1 都 6 県）に本社、本店又は支店、営業所等を有する者（支店、営業所等にあつては契約締結権を委任された者に限る。）であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する者（未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項の規定により市の入札参加制限を受けていない者であること。
- (5) 佐野市競争入札参加者指名停止要綱（平成 17 年佐野市告示第 154 号）第 2 条第 1 項に規定する指名停止の期間中でないこと。なお、指名停止の措置を受けたときは、当該資格を喪失するものとする。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により更生手続開始の申立がなされていないこと、または民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により再生手続開始の申立がなされていないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画又は民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。
- (7) 下水道処理施設維持管理業者登録規程（昭和 62 年建設省告示第 1348 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき国土交通大臣の登録を受けていること。
- (8) 水処理及び汚泥処理（焼却施設を含まない）を一連とする下水道終末処理場であつて、かつ、以下の条件をすべて満たすものにおいて、維持管理業務を平成 20 年度以降に継続して 2 年以上元請として履行した実績を有すること。ただし、共同企業体の代表者としての実績は含めるが、構成員としての実績は含めない。
 - ① 下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）の事業計画に定める施設であること。
 - ② 供用開始後 20 年以上経過している施設であること。
 - ③ 下水の排除方式が一部合流式である施設であること。
 - ④ 標準活性汚泥法（高度処理の変法を含む）を用いる水処理施設であること。
 - ⑤ 汚泥消化設備を有する汚泥処理施設であること。
- (9) 共同企業体による参加者でないこと。
- (10) 次の要件をすべて満たす総括責任者を常時かつ専任で配置できる者であること。
 - ① 下水道法施行令（昭和 34 年政令第 147 号）第 15 条の 3 第 7 号に定める資格を有する者であること。
 - ② 下水道終末処理場において、総括責任者又は（11）に示す副総括責任者として 2 年以上維持管理業務に従事した経験を有する者であること。また、緊急時における水処理センター等の円滑な運営を担保するため、佐野市水処理センターへ 60 分以内に到着

可能であること。

(11) 次の要件をすべて満たす副総括責任者を配置できる者であること。

①下水道法施行令（昭和 34 年政令第 147 号）第 15 条の 3 第 7 号に定める資格を有する者であること。

②下水道終末処理場において、副総括責任者又は業務要求水準書に定める設備点検業務主任者若しくは環境計測業務主任者と同等の責任者として 2 年以上維持管理業務に従事した経験を有する者であること。

(12) 技術提案に関する要件の評価基準を満たすものであること。

3 事業者選定スケジュール

事業者選定スケジュール（予定）を示す。

実施内容	実施時期(平成 30 年度)
実施手続き開始の公告	8 月 1 日(水)
業務内容説明書等の交付	8 月 1 日(水)～8 月 17 日(金)
参加表明書の受付期間	8 月 1 日(水)～8 月 17 日(金)
参加資格要件確認結果通知	8 月 24 日(金)
現地説明会及び資料閲覧	8 月下旬～9 月中旬
質問受付	9 月 13 日(木)～9 月 20 日(木)
質問回答期限	10 月 5 日(金)
技術提案書提出意思確認書受付期限	10 月 12 日(金)
技術提案書受付期間	10 月 15 日(月)～10 月 25 日(木)
第 1 次審査(技術提案書審査)	11 月上旬
結果通知(第 1 次審査)	11 月上旬
第 2 次審査(ヒアリング審査)	11 月中旬
結果通知(第 2 次審査)	12 月上旬
契約締結	12 月下旬

4 業務内容説明書等の交付

(1) 交付期間

平成 30 年 8 月 1 日(水)から平成 30 年 8 月 17 日(金)

(2) 交付方法

本市のホームページ (<http://www.city.sano.lg.jp/nyusatsu/index.html>) にて、次の書類を交付する。(以下、「業務内容説明書等」という。)

- ①佐野市水処理センター等包括的維持管理業務委託 業務内容説明書
- ②佐野市水処理センター等包括的維持管理業務委託 業務要求水準書
- ③佐野市水処理センター等包括的維持管理業務委託 様式集

(3) その他の留意事項

- ①業務内容説明書等に定めるもののほか、参加表明書の受付後から契約締結までに提案者に提示しなければならない事項が発生した場合には、提案者に対して、通知等により提示する。
- ②本市が提示する業務内容説明書等は、応募以外の目的で使用することを禁ずる。

5 参加表明書の作成様式、記載上の留意事項及び問合せ先

提案書を提出しようとする者は、次に定めるところにより参加表明をするものとする。

(1) 参加表明に必要な書類

- ①プロポーザル参加表明書 (別記様式第 1 号)
- ②参加資格要件確認表 (別記様式第 2 号)
- ③企業概要調書 (別記様式第 3 号)
- ③維持管理実績調書 (別記様式第 4 号)
- ④配置予定従事者調書 (別記様式第 5 号)
- ⑤下水道処理施設維持管理業者登録を証明できる書類

(2) 記載上の留意事項

- ①維持管理実績調書及び配置予定従事者調書の記載にあたっては、参加資格要件を十分に確認すること。
- ②各様式に記載している事項に注意し、必要に応じて指示する資料を添付すること。

(3) 問合せ先

〒327-0835 佐野市植下町 3300 番地 佐野市水処理センター
佐野市 水道局 下水道課 施設係 (担当: 増田、店網、山田)
電話 0283-23-1120 FAX 0283-23-1121
メールアドレス gsshisetsu@city.sano.lg.jp

6 参加表明書の提出について

(1) 提出期限

平成 30 年 8 月 1 日(水)から平成 30 年 8 月 17 日(金) (当日消印有効)

(2) 提出場所

5(3)に同じ。

(3) 提出方法

郵送（配達記録が残る方法に限る。）とし、持参その他の方法による提出は一切認めない。

(4) 提出部数

参加表明書の提出部数は、正1部、副1部とする。

7 参加資格要件の確認に関する事項

参加表明書により、本プロポーザルの提案資格を有する者であるかを確認し、その結果を次のとおり通知する。

(1) 選定通知

提案資格を有すると認められた者に対して、その旨の書面及びプロポーザル参加要請通知を送付する。また、参加表明書に記載されたメールアドレスに書面（写し）を8月24日（金）午前10時までに参考送付する。

なお、提案資格を有すると認められた者は、8月24日（金）午後5時までに現地説明会申込書（別記様式第8号）に必要事項を記入の上、FAXにて返信すること。

(2) 非選定通知

提案資格を有すると認められなかった者に対して、その旨の書面を送付する。

提案資格を有すると認められなかった者は、通知をした日の翌日から起算して7日（佐野市の休日を定める条例（平成17年佐野市条例第2号）第1条に規定する市の休日を含まない。以下同じ。）以内に書面により、非選定理由について説明を求めることができる。

説明請求の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日（休日を含まない。）以内に書面により行うものとする。

(3) その他の留意事項

プロポーザル参加要請書通知後、参加を辞退するときは、辞退届（別記様式第13号）を提出すること。なお、提出期限までに提案書の提出がない場合については、参加を辞退したものとみなす。

8 現地説明会及び資料閲覧の実施

希望者に対して、現地説明会及び資料閲覧を次のとおり開催する。

(1) 期日 平成30年8月下旬～9月中旬

（現地説明会申込書の希望日を考慮し、本市が日時を指定する。）

(2) 場所 佐野市水処理センター 会議室

(3) 内容 業務内容説明書等の説明、施設確認及び資料閲覧

(4) その他

①業務内容説明書等の説明及び施設確認は当日限りとする。

②説明会会場の都合上、参加者は1者につき5名までとする。

③追加で資料閲覧を行いたい場合は、事前に市に電話予約し、閲覧することができる。

④閲覧資料の貸出は行わないものとし、閲覧期間は平成30年9月13日（木）午後5

時までとする。

⑤写真撮影は可、口頭での質問は一切受け付けない。

9 業務内容説明書等に関する質問

(1) 質問内容

質問の内容は、本説明書、業務要求水準書及び提案書の作成に係るものとし、評価及び審査に係る質問は一切受け付けない。

(2) 受付期間

平成 30 年 9 月 13 日(木)～平成 30 年 9 月 20 日(木)午後 5 時まで

(3) 提出方法

①電子メールにて提出すること。電子メールの件名は「佐野市水処理センター等包括的維持管理業務に関する質問」とし、あわせて電話により送付した旨を 5 (3) 問合せ先へ連絡すること。(メールアドレス: gsshisetsu@city.sano.lg.jp)

②業務内容説明書等に関する質問書(別記様式第 7 号)の様式を用いること。

③郵送、FAX、電話及び口頭での質問は受け付けない。

(4) 回答方法

質問に対する回答は平成 30 年 10 月 5 日(金)午後 5 時までに、電子メールにて回答する。なお、質問に対しての個別回答は行わず、電話等の対応も一切行わない。

10 技術提案書提出意思確認書の提出

プロポーザル参加要請書を受領した者は、下記により技術提案書提出意思確認書を提出すること。

(1) 提出書類

技術提案書提出意思確認書(別記様式第 9 号)

(2) 提出期限

平成 30 年 10 月 12 日(金)(当日消印有効)

(3) 提出場所

5 (3)に同じ。

(4) 提出方法

郵送(配達記録が残る方法に限る。)とし、持参その他の方法による提出は一切認めない。

(5) 提出部数

技術提案書提出意思確認書の提出部数は、正 1 部、副 1 部とする。

11 技術提案書の作成方法

プロポーザル参加要請書を受領した者は、下記により技術提案書を作成し、提出すること。

(1) 提出書類

①技術提案書(別記様式第 10、10-1～10-6 号)

②業務参考見積書(別記様式第 11 号)(参考見積内訳を含む)

(2) 記載上の留意事項

- ①別記様式第 10 号においては、企業名の記載及び押印等は正本のみに行うこと。副本については、プロポーザル参加要請書に記載された呼称を表紙の右上に記載（ゴシック体、文字サイズ 20 ポイント）し、企業名の記載及び押印等は行わないこと。
- ②別記様式 10-1～10-6 号において、提案者を特定できる内容の記載をしないこと。また、各様式右上の提案参加者名欄にプロポーザル参加要請書に記載された呼称を記載すること。
- ③様式及び枚数は、表 1 に示すとおりとし、日本工業規格「A4 版」縦置き横書き左綴じとする。なお、図表及びグラフ等を使用する場合において、「A3 版」を使用するときは、折り綴じること。
- ④文字サイズは 12 ポイント以上とする。ただし、挿入する図表及びグラフ等については文字サイズを問わないものとする。
- ⑤フラットファイル等を使用し、ファイルとして 1 冊に綴じること。
- ⑥技術提案書に記載された内容については、業務参考見積書の金額に追加費用を伴わず実施する意思があるものとみなす。

表 1 技術提案書様式

評価項目		様式及び枚数
1 業務実施方針	a) 業務実施方針	第 10-1 号様式 2 枚以内
2 業務実施体制	a) 人員配置、保有資格、勤務体制	第 10-2 号様式 3 枚以内
	b) 業務従事者への教育	
	c) 安全衛生管理	
3 運転管理業務 (運転操作監視・環境計測)	a) 運転管理計画	第 10-3 号様式 3 枚以内
	b) 薬品使用量等削減策	
4 保守点検業務	a) 保守点検計画	第 10-4 号様式 3 枚以内
	d) 修繕計画	
	c) 保守点検記録等の蓄積・活用	
5 緊急時対応業務	a) 緊急時の人員配備及び調達体制	第 10-5 号様式 3 枚以内
	b) 緊急時対応方法	
6 地域貢献	a) 地元活用	第 10-6 号様式 2 枚以内
	b) 環境対策	
	c) 施設見学等	

12 技術提案書の提出

(1) 受付期間

平成 30 年 10 月 15 日(月)～平成 30 年 10 月 25 日(木)午後 5 時まで
ただし、休日を除き、開庁時のみ。

(2) 提出場所

5 (3) に同じ。

(3) 提出方法

持参とし、郵送その他の方法による提出は一切認めない。

(4) 提出部数

- ①技術提案書（別記様式第 10、10-1～10-6 号） 正 1 部、副 14 部
- ②業務参考見積書（別記様式第 11 号）（業務参考見積内訳を含む） 正 1 部、副 1 部

13 提案者の特定及び非特定に関する事項

提案者の特定は、「佐野市水処理センター等包括的維持管理業務委託評価委員会（以下、「評価委員会」という。）」において行う。

第 1 次及び第 2 次審査の結果、総合評価点の最も高い者を最優秀者とし、次点の者を優秀者とする。なお、審査の結果、同点の場合には、評価委員会による協議のうえ、最優秀者及び優秀者を特定する。

(1) 第 1 次審査（技術提案書の評価）

評価委員会において、別表 1 の評価基準に基づいて技術提案書の評価を行い、第 1 次審査の通過者は、評価点の最も高い者から 4 者以内とする。なお、同点の場合には、評価委員会による協議のうえ決定する。

(2) 第 2 次審査（ヒアリング評価）

第 1 次審査の通過者に対し、評価委員会において、別表 1 の評価基準に基づいてヒアリング評価を行う。第 2 次審査の評価点に第 1 次審査の評価点を加算し、総合評価点により最優秀者を特定する。

①ヒアリング実施日

日時 平成 30 年 11 月中旬

場所 佐野市役所本庁舎

※第 1 次審査の通過者のみ。審査結果と併せてヒアリング審査の日程等を別途通知する。

②出席者

出席者は、技術提案書の内容を十分に理解し説明できる者であり、提案者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。なお、出席者の人数は、総括責任者配置予定従事者を含め 3 名以内とし、ヒアリング審査説明員一覧（別記様式第 12 号）を技術提案書提出時に提出するものとする。

③ヒアリングの内容

ア 審査は、準備 5 分、プレゼンテーション 30 分、質疑 10 分、片づけ 5 分の合計 50 分程度で実施するものとする。

イ プレゼンテーションの実施方法は、自由形式とし、電子機器を利用して行うことも可とする。なお、必要機材のうち、スクリーン及びプロジェクターは、本市が用意し、その他パソコン等は各自持参すること。

ウ プレゼンテーションの内容は、提出された技術提案書の詳細な内容を説明するものとし、内容の変更や追加は認めない。なお、パワーポイント等の資料を作成し、配布することは不可とする。

(3) 技術提案書等の評価基準

評価委員会において、提案者を特定するための評価基準は別表1、得点化方法は別紙1のとおりとする。

(4) 審査結果通知

①第1次審査結果

ア 第1次審査を通過した者に対しては、第1次審査を通過した旨の書面と併せてヒアリング審査通知書を通ずる。また、参加表明書に記載されたメールアドレスに書面（写し）を参考送付する。

イ 第1次審査を通過しなかつた者に対しては、その旨を書面により通知する。

ウ 上記イの通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に書面により、非選定理由について説明を求めることができる。

エ 上記ウの回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日（休日を含まない。）以内に書面により行う。

②第2次審査結果

ア 最優秀者に特定された者に対して、その旨を書面により通知する。また、参加表明書に記載されたメールアドレスに書面（写し）を参考送付する。

イ 特定されなかつた者に対して、その旨を書面により通知する。

ウ 上記イの通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に書面により、非特定理由について説明を求めることができる。

エ 上記ウの回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日（休日を含まない。）以内に書面により行う。

(5) その他留意事項

①提案者が4者以内の場合には、第2次審査実施日に第1次及び第2次審査を合わせて実施するものとし、提案者にヒアリング審査の日程等を通ずる。

②提案者が1者であった場合でも、第2次審査実施日に第1次及び第2次審査を合わせて実施し、総合評価点が満点の60%以上であれば契約候補者として特定する。

14 契約に関する事項

(1) 見積書徴取の相手方（契約候補者）としての特定

評価委員会が特定した最優秀者を、本委託業務契約に係る随意契約の見積書徴取の相手方（契約候補者）として特定するとともに、業務の仕様内容を協議し、業務の発注が整った段階で、本市財務規則に定める手続きにより契約を締結する。ただし、次のいずれかに該当し、最優秀者から見積書徴取及び委託業務契約が締結できない場合には、優秀者を見積書徴取の相手方（契約候補者）として再特定するものとする。

①最優秀者が、地方自治法施行令第167条の4第1項又は第2項に該当することとなったとき

②最優秀者が、佐野市から業務委託に係る指名停止を受けることとなったとき

③最優秀者が、特定後に本説明書に掲げる失格事項に該当して失格となったとき

④最優秀者を見積書徴取の結果、契約締結ができなかつたとき

- ⑤最優秀者が本委託業務契約の締結を辞退したとき
 - ⑥その他の理由により最優秀者と委託業務契約の締結が不可能となったとき
- (2) 委託契約金額

委託契約金額は、本委託業務に係る提案限度価格の範囲内とする。

- (3) 失格による契約の解除

本委託業務の契約後に、契約者が本説明書に定める失格事項に該当していたことが明らかになった場合には、契約を解除できる。

15 参加者の失格

参加者が次のいずれかに該当した場合には、その者の提出した参加表明書及び技術提案書を無効とし、本プロポーザルへの参加資格を失うこととする。

- ①提案書が提出期限までに提出されない場合
- ②提出書類に虚偽の記載があった場合
- ③本説明書2に定める参加資格要件を満たしていない、もしくは満たすことができなくなった場合
- ④その他本説明書の定め反した場合
- ⑤本件に関して不正あるいは公平さを欠く行為等があった場合

16 その他の留意事項

- (1) 提出期限までに参加表明書を提出しない者及び提案資格を有することを認められなかった旨の通知を受けた者は、技術提案書を提出することができないものとする。
- (2) 参加表明書、技術提案書の作成及び提出に関する費用は、提案者の負担とする。
- (3) 参加表明書及び技術提案書に虚偽の記載をした場合は、無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止等の措置を行うことがある。
- (4) 次のいずれかに該当する技術提案書は無効とする。
 - ①同一事項に対し2通り以上提出された場合
 - ②審査の公平性に影響を与える行為があった場合
 - ③著しく信義に反する行為があった場合
 - ④業務参考見積金額とは別に費用の負担を要する技術提案があった場合
- (5) 提出された参加表明書及び技術提案書は返却しないものとする。なお、提出された参加表明書及び技術提案書の著作権は提案者に帰属するものとし、提案者に無断で使用することはない。ただし、市は、本プロポーザル手続き及びこれに係る事務処理に必要な範囲において、技術提案書等の複製、記録及び保存等を行う。
- (6) 特定された技術提案書については、本プロポーザルにおける評価及び選定結果についての市の説明責任を果たすべき趣旨から、その内容を公開することができるものとする。
- (7) 参加表明書及び技術提案書の提出後において、原則として記載された内容の変更は認めない。ただし、審査に影響を与えないと市が判断する軽微な誤記等がある場合は、市が指定する期日までに適切に訂正するものとする。
- (8) 参加表明書及び技術提案書に記載された配置予定従事者については、病休、死亡等の

きわめて特別な場合を除き、変更できないものとする。

(別表1) 技術提案書等の評価基準

①第1次審査評価基準

評価項目		主な評価の視点	配点	小計
技術評価	1 業務実施方針	a) 業務実施方針 ・本業務の目的や重要性の認識 ・本業務に対する課題の捉え方、その課題に対する取組や協力姿勢	1 2	1 2
	2 業務実施体制	a) 人員配置、保有資格、勤務体制 ・総括責任者、副総括責任者、設備点検業務主任者、環境計測業務主任者の配置 ・業務従事者の人数、業務分担、保有資格、勤務体制（日勤、夜勤）、欠員対応体制等	1 2	2 4
		b) 業務従事者への教育 ・業務従事者の教育・研修体制、後継者育成方針	8	
		c) 安全衛生管理 ・業務従事者の安全衛生管理	4	
	3 運転管理業務（運転操作監視・環境計測）	a) 運転管理計画 ・対象施設の特徴への理解 ・要求水準達成のための運転管理上配慮すべきポイントや考え方、その対応策	2 0	3 6
		b) 薬品使用量等削減策 ・薬品使用量、電気使用量等の削減に努めるための対応策	1 6	
	4 保守点検業務	a) 保守点検計画 ・ストックマネジメントと保守点検業務の関連性への理解 ・保守点検の内容、頻度	1 2	2 8
		b) 修繕計画 ・迅速かつ確実な修繕を実施するための実施体制、修繕費削減のための対応策	8	
		c) 保守点検記録等の蓄積・活用 ・保守点検記録や修繕履歴等の効率的な蓄積、継承及び活用方策	8	
	5 緊急時対応業務	a) 緊急時の人員配備及び調達体制 ・緊急時における人員配備体制（召集人数、召集時間、社内応援体制等） ・緊急時における燃料、薬品、資材等の調達体制	1 6	2 4
		b) 緊急時対応方法 ・大雨や台風、地震、異常水質流入等の緊急時対応方法	8	
	6 地域貢献	a) 地元活用 ・地元企業の育成、活用	8	1 6
b) 環境対策 ・敷地内及び敷地周辺における環境対策（除草、落葉掃き、ごみ拾い、簡易な剪定等） ・臭気等の環境対策		4		
c) 施設見学 ・小学生等の施設見学者に対する対応策 ・施設公開事業に対する協力方法		4		
価格評価			4 0	
小計				1 8 0

②第2次審査評価基準

評価項目		主な評価の視点	配点	小計
ヒアリング評価	a) 取組意欲 ・本業務に対する取組意欲、熱意が感じられるか。		1 2	2 0
	b) 説明能力 ・説明が分かりやすく説得力があるか。		4	
	c) コミュニケーション能力 ・質問に対する応答が明快かつ迅速か。		4	
小計				2 0

③総合評価点

第1次審査 評価点	1 8 0
第2次審査 評価点	2 0
総合評価点	2 0 0

(別紙1) 得点化方法

(1) 技術評価の得点化方法

技術評価の得点化方法は下表に示す5段階評価により、各委員が評価項目ごとに得点を算出し、その合計点を各委員の評価点とする。

技術評価点は、各委員の評価点の平均値とし、小数点以下第3位を四捨五入して小数点第2位まで求める。

表 技術評価の得点化方法

評価	評価基準	得点化方法
A	当該評価項目について、特に優れていると認められる。	配点×1
B	当該評価項目について、優れていると認められる。	配点×3/4
C	当該評価項目について、普通である。	配点×2/4
D	当該評価項目について、やや劣ると認められる。	配点×1/4
E	当該評価項目について、劣ると認められる。	配点×0

(2) 価格評価の得点化方法

価格評価は、以下の計算方法により算出し、小数点以下第3位を四捨五入して小数点第2位まで求める。

なお、業務参考見積書に記載された価格が、提案限度価格を超える者は特定しない。

$$\text{価格評価点} = \text{配点 (40点)} \times \text{最低価格} \div \text{当該提案者の価格}$$

(3) ヒアリング評価の得点化方法

ヒアリング評価の得点化方法は下表に示す5段階評価により、各委員が評価項目ごとに得点を算出し、その合計点を各委員の評価点とする。

ヒアリング評価点は、各委員の評価点の平均値とし、小数点以下第3位を四捨五入して小数点第2位まで求める。

表 ヒアリング評価の得点化方法

評価	評価基準	得点化方法
A	当該評価項目について、特に優れていると認められる。	配点×1
B	当該評価項目について、優れていると認められる。	配点×3/4
C	当該評価項目について、普通である。	配点×2/4
D	当該評価項目について、やや劣ると認められる。	配点×1/4
E	当該評価項目について、劣ると認められる。	配点×0

(4) 総合評価点の算出方法

総合評価点は、以下の計算方法により算出する。

$$\text{総合評価点} = \text{技術評価点} + \text{価格評価点} + \text{ヒアリング評価点}$$